

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十七号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十三年六月奈良県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式

准看護師籍訂正及び免許証書換交付申請書

変更事項	氏名	変更前	
		----- (旧姓)	
		旧姓併記の希望	有 ・ 無
	通称名	変更前	
		変更後	
	本籍	変更前	
		変更後	
	生年月日	変更前	
		変更後	
性別	変更前		
	変更後		
	理由		
登録年月日 及び登録番号			

上記のとおり、准看護師籍の登録事項に変更を生じたので、准看護師籍の訂正と免許証の書換交付を関係書類を添えて申請します。

年 月 日

奈良県知事 殿

郵便番号
住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

㊞

備考 戸籍謄(抄)本及び免許証を添えてください。

第四号様式中

氏名及び日 生年月日	
年	

月 日生

を

氏名 (旧姓)	
通称名	
生年月日	

「郵便番号 住所 氏名」を
「氏名」を
「ふりがな 住所 氏名」

電話番号
ご「き損した」を「毀損した」に改める。

④ 「

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後

の規則の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。